

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成28年度(1/2)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
愛知県	豊鉄タクシー(株)	(1) 西部線	3,171.0	3,171.0	乗合バス型	①	新豊線及び JR飯田線への接続	③	
	新城市	(1) 塩瀬線 (塩瀬～布里～大海駅)	1,354.5	6,940.0		①	新城病院上平井田口 線及びJR飯田線への 接続	③	
新城市	新城市	(2) 塩瀬線 (上島田～只持～玖老勢)	1,105.5		乗合バス型	①	新城病院上平井田口 線への接続	③	
	新城市	(3) 塩瀬線 (上島田～布里・只持～大海駅)	1,820.0		乗合バス型	①	新城病院上平井田口 線及びJR飯田線への 接続	③	
	新城市	(4) 塩瀬線 (玖老勢～只持～小島)	214.5		乗合バス型	①	新城病院上平井田口 線及びJR飯田線への 接続	③	
	新城市	(5) つくであしがる線 (火曜ルート1便) (高里～中河内老人憩いの家～診療所前)	131.0		乗合バス型	①②	作手線への接続	③	
	新城市	(6) つくであしがる線 (火曜ルート2便3便) (診療所前～中河内老人憩いの家～診療所前)	269.0		乗合バス型	①②	作手線への接続	③	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成28年度(2/2)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
愛知県 新城市	新城市	(7) つくであしがる線 (水曜土曜ルート1便) (高里～大和田～診療所前)	318.5			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
	新城市	(8) つくであしがる線 (水曜土曜ルート2便3便) (診療所前～大和田～診療所前)	673.0			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
	新城市	(9) つくであしがる線 (木曜ルート1便) (高里～鬼久保ふれあい広場～診療所前)	165.0			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
	新城市	(10) つくであしがる線 (木曜ルート2便3便) (診療所前～鬼久保ふれあい広場～診療所前)	346.5			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
	新城市	(11) つくであしがる線 (金曜ルート1便) (高里～田代老人憩いの家～診療所前)	170.5			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
	新城市	(12) つくであしがる線 (金曜ルート2便3便) (診療所前～田代老人憩いの家～診療所前)	372.0			乗合バス型	①②	作手線への接続	③
合 計				10,111					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				10,111		国庫補助 上限額(千 円)		10,666	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。